

	～区内全域の出火防止対策を強化～ 感震ブレーカー購入費の補助事業を開始
と き	10 月 21 日（火）から
U R L	https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/jishinsonae/kannshinnbure02.html
区は、21 日（火）から、区内全域の木造住宅世帯を対象として、感震ブレーカー購入費用の一部を補助する事業を開始する。 昨年度から、大規模地震時の出火防止対策として、防災まちづくり事業実施地区内の木造住宅世帯と避難行動要支援者のみ世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与事業を実施してきた。昨年度は目標の約 2 倍（1,117 件）の貸与実績があり、今年度もすでに1,000 件を超える申請を受け付けている。 今回、感震ブレーカーの購入費用を補助することで、区内の出火防止対策をさらに強化していく。	



▲事業案内

【概 要】

〔対 象 者〕 令和 7 年 4 月 1 日以降に感震ブレーカーを購入し設置した区内の木造住宅世帯

※感震ブレーカーの種類は問いません。

※練馬区の感震ブレーカー貸与事業に申請し既に貸与された方は対象外です。

〔補 助 率〕 購入費用の 4 分の 3

〔補助上限額〕 一括遮断型（分電盤のブレーカーを落とすことで電気を遮断するもの）

: 15,000 円

特定機器遮断型（接続された機器の電気のみを遮断するもの）

: 5,000 円

※設置に伴う工事費は対象外となります。

〔申請期間〕 令和 7 年 10 月 21 日（火） から 令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

※1 世帯 1 回まで

※予算がなくなり次第終了します。

〔申請方法〕 窓口（区役所本庁舎 7 階 防災推進課）、郵送または電子申請

※詳細は、上記の区ホームページにて掲載

【問合せ】

練馬区 防災推進課 防災事業推進係

電話 03-5984-1686